

平成30年9月10日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

相続人の一部が申告書への押印拒否

－申告期限が近いのに分割が決まらない－

[1] 遺産分割協議が成立しない

各相続人の主張がかみ合わず、遺産分割協議が進みません。申告期限が迫っているので、未分割の状態で作成しようと考えています。しかし、申告書への押印も拒否しています。このような場合、どんな方法があるのでしょうか。

[2] 同意した人の押印のみで提出

現状で確認できる遺産に基づき申告書を作成し、その申告書の内容に同意する者は押印し提出します。相続税の申告書は、申告義務のある人が連名で記名押印するようになっています。押印した者は、要件を満たす申告書を提出したと取り扱われますが、押印していない者は、申告意思が無いものと判断されます。

[3] 別な申告書を提出した場合

申告書への押印を拒否した者が、別な申告書を作成し提出すると、どんな問題が発生するのでしょうか？

1 財産内容が一致しない。

双方の申告書に記載される財産に漏れが生じてしまう。

2 財産の評価額が一致しない。

土地は路線価に基づき評価します。正方形であれば評価額に差が生じにくいですが、不整形地等の場合、評価方法の違いなどにより評価額に差が生じる可能性があります。

3 配偶者の税額軽減や小規模宅地等の評価減の特例が適用できない。

取得者が確定している場合のみ適用できる特例なので、未分割の状態では適用不可です。

4 税務調査の対象になる確率が高くなる。

2種類以上の内容の異なる申告書が提出されると、財産の範囲や評価の確認のため、税務調査の必要性が高まります。

未分割だと一旦多額の相続税を納めることとなります。分割が確定すれば、再度申告書を提出する必要があります。また、分割を確定するための調停や裁判になると、その間財産は凍結状態になってしまいます。弁護士等の第三者の助けを借りても、申告期限内に分割、申告をできるようにしましょう。